

特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン会員規約

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン（NPO 法人スマイリングホスピタルジャパン：略称 SHJ）とする。

(事務所)

第2条 この法人の事務所住所は、杉並区高井戸東三丁目3番15-308号とする。

(目的)

第3条 この法人は、入院児や社会福祉施設入所児・者及び在宅児・者に対して施設の個室やプレイルームを定期的・継続的に訪問して参加型の芸術活動及び学習活動を提供し、豊かな時間と喜びを共有することで、回復に向けての活力を引き出し、闘病意欲や生きる喜びを持ち続けられるようなQOLの向上に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) 病棟や個室を訪問して芸術活動等を行う事業
- (2) 在宅児・者を訪問して芸術活動・学習支援等を行う事業
- (3) 病院や施設のホール等で芸術鑑賞などの会を開く事業
- (4) 普及啓発及び情報発信事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 この法人の運営のために、次の役員を置く（平成29年11月6日現在）。

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

代表理事	松本 恵里
副代表理事	野間 紀孝
理事	丸山 敦子
監事	神津 理絵

2 各役員の職務は次のとおりとする。

代表理事は本法人を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副代表理事は、代表理事を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。監事は、本会の会計を監査する。

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポート会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(会費)

第7条 本会の年会費は以下の通りとする。

- (1) 正会員（個人・団体）10,000円
- (2) サポート会員 個人 5,000円（1口以上） 団体 10,000円（1口以上）

(会議)

第8条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。

(定足数)

第9条 この法人の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(変更)

第11条 この規約は、総会において、出席者の過半数以上の承認があれば変更できる。

附則 本規約は、平成26年10月1日から施行する。

附則 本規約は、平成27年6月1日から施行する。

附則 本規約は、平成28年5月17日から施行する。

附則 本規約は、平成29年6月9日から施行する。

附則 本規約は、平成29年12月13日から施行する。

附則 本規約は、平成30年12月18日から施行する。